

# 狭山市立第一学校給食センター更新事業 入札説明書等に関する第1回質問・回答

狭 山 市

平成19年5月25日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年4月25日(水)から平成19年5月7日(月)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

本回答については、現時点での市の考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。最終的には最新の入札関連書類に基づいてください。

第二回目の質問回答に向けての留意点

- ・ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等が含まれ、非公表扱いを希望する質問については、その旨を明記してください。市が質問者の権利等を害するおそれがあると判断したものについては、非公表にて回答します。ただし、権利等を害するおそれがないと判断したものについては、公表対象の質問に変更されるか、取り下げていただく場合があります。
- ・ 公表済みの質問回答をご確認いただき、質問が重複しないことを確認の上、提出してください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	27					用語の定義	「入札説明書等」「要求水準書等」「事業契約書等」につき、定義上各々に関する質問回答の内容は含まれるのでしょうか。	質問回答は、契約関係書類の内容を補完するものです。
2	1	27		(2)			用語の定義	「入札説明書等」には、公表後の質問回答の内容も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前出 1をご参照ください。
3	1	27		(3)			用語の定義	「要求水準書等」には、公表後の質問回答の内容も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前出 1をご参照ください。
4	2	28	2	(1)			ペナルティ対象事象	ペナルティの対象となる場合は本項にて挙げる事象が事業者の責に帰すべき事由によるものである場合に限ることを明記ください。	ご意見に従い修正します。
5	2	29	2	(2)			ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額	経過措置・減額の度合いが図-1にしか記載がなく、例えばペナルティ対象事象発生後から「改善勧告」を行うまでの期間、「協議」が行われるまでの期間、「改善計画書提出」の期限、ペナルティ対象事象発生から「ペナルティ起算日」までの期間等が判然としません。サービス購入費の減額は事業に大きな影響を及ぼす非常に重要な点であることから、「図」と「月日例」のみではなくフローならびに各々の期限を明文化していただきたく存じます。	本事業契約書(案)におけるペナルティに関する概念としては、ペナルティを課すことを目的としたものではなく、改善を誘導することを一義的な目的としております。改善すべき事象は、その事象毎に改善計画立案に要する期間や改善に要する期間が異なるものと考えられることから改善完了予定日を協議の上、決定することとしております。
6	2	30					モニタリング及びペナルティの考え方	図-1について、「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)」及び「一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)」は、それぞれどのように計算されるのでしょうか。	「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)」は、ご提案頂きました提案内容を基に面積按分等により算定するものです。また、「一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)」は、対応するサービス対価の見積書を基に算定するものです。
7	2	30					図-1	「使用不可施設応分」の定義をお願いします。また、算出根拠を明示ください。	前出 6をご参照ください。
8	3	31					建設工事保険	建設工事保険における地震に関わる付保条件をご教示願います。	保険の種類及び条件については、ご提案に委ねます。
9	3	31					建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	【保険の加入について】 『工事契約履行保証保険』への加入という条件は、第34条の『いずれかに掲げる保証』との整合性に欠けるのではないのでしょうか。 『維持管理及び運営業務契約履行保証保険』は、第65条の4の(2)アの「契約解除違約金」に含まれると思われしますので、事業者の任意加入と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)質問 52及び 70をご参照ください。
10	3	31					建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	【賠償責任保険の保険額の設定について】 ・建設期間中に加入すべき保険のうち、『請負業者賠償責任保険』 ・維持管理及び運営業務期間中のうち、『維持管理及び運営業務業者賠償責任保険』 について、「保険金額」「免責金額」等の下限・上限等の指定があれば、ご指示ください。	保険の種類及び条件については、ご提案に委ねます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
11	3	31					建設、維持管理及び運営業務期間中の保険	別紙3において、記載されている5種目の保険に付保するように記載されていますが、履行保証に関しては、事業契約書(案)の第34条及び第56条において各5号のいずれかに掲げる保証と記載されています。事業契約書(案)のいずれかに掲げる保証を付した場合、履行保証保険への加入義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	4	32	1				サービス対価の構成	ア-(a)の「一時支払金」について、本契約書中に定義等されていませんが、入札説明書P7の「建設一時支払金」のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	4	32	1				設計及び建設工事等業務の対価	本項1行目「施設整備費」は表2でいう「施設費」の錯誤かと存じますので修正いただきたく存じます。	ご指摘のとおり修正します。
14	4	32	1		2		維持管理及び運営業務の対価	原則として、毎支払時に同額が支払われるものとなっておりますが、基本的には総価契約との理解でよろしいでしょうか。	年間の業務内容が同一となる期間において原則、同額が支払われるものです。事業開始時点などについては、業務内容に応じた金額をご提案ください。
15	4	33	2				支払い金額及び支払いスケジュールについて	本契約書中に「一時支払金」の金額が明示されていませんが、「設計及び建設工事等業務の対価の金額及び支払いスケジュール」の表中に「一時支払金」の金額、支払時期も記載されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	4	33	2				支払い金額及び支払いスケジュールについて	「支払時期(請求年月)」とありますが、この欄には、事業者から貴市への請求、または貴市から事業者への支払、のどちらの時期が記載されるのでしょうか。それとも請求と支払は同一の月になされることになるのでしょうか。	同月中を想定しています。
17	4	33	2				支払い金額及び支払いスケジュールについて	表の第1行目には平成21年7月予定の5億円が記載されることになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	4	34	2				支払金額及び支払スケジュールについて	維持管理及び運営業務の対価の金額及び支払いスケジュールに記載される価格は、固定費のみでしょうか。	固定費と変動費を合算した金額となります。
19	4	34	3				設計及び建設工事等業務の対価の支払方法について	平成21年7月の第1回目の支払いでは「一時支払金」のみ支払われるのでしょうか。また、「交付金等を含む」の意味するところにつきご教示願います。	前段:お見込みのとおりです。 後段:市の財源内訳に、国からの交付金を見込むことを表しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
20	4	34	3				設計及び建設工事等業務の対価の支払方法について	割賦方式による支払いは、4月、7月、10月、1月の各月末日に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	4	34	3				設計及び建設工事等業務の対価の支払方法について	割賦方式による支払いは、平成22年4月までの据え置き期間中の金利相当額も含め、各回均等額を支払うとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	4	34	3				支払方法	本号2行目「交付金等」とは具体的にどのような内容かご教示願います。	前出 19をご参照ください。
23	4	34	3				支払方法	維持管理及び運営業務の対価の平成21年10月末日の支払の内容は、施設引渡し日～平成21年9月末日までのサービスの対価との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	5	35	1				サービスの対価の改定方法	事業者の提案するスプレッドの決定にも関係しますので、10年後に金利を改定する場合の基準金利につき、参照するレート(TSR5年物等)について明示いただきたく存じます。	様式(入札書類審査)様式I-1 2. 割賦金利(提案金利)について(1)に記載のとおりです。契約書別紙5へ追記します。
25	5	35	1				サービスの対価の改定方法	「…をベースとして合理的に決定する金利」となっていますが、参照するTSRレートと必ずしも一致するものではないということでしょうか。また一致しない場合は、具体的にどんなケースが考えられるのでしょうか。また、P32 1- の記載では「…金利スワップレート10年ものとする」と記載されており、当該記述と整合性していないのではないかと思います。	TSRと一致するものです。誤解の生じない表現に修正します。
26	5	35	3				維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	「…1.5%以上の差が生じた場合、以下に定める方法により次年度分のサービスの対価の改定を行う。」の「以下に定める方法」の記載が見当たりませんので、追記をお願いいたします。	「以下に定める方法により」を「表3に定める指標に基づき」と追記します。
27	5	35	1				サービスの対価の改定方法	当初10年間の基準金利の決定方法ですが、引渡し予定日の2営業日前の10年物スワップレートを「ベースとして」とありますが、その他の要素も決定に影響するのでしょうか。「ベースとして」の直後に「合理的に決定する」とありますが、10年物スワップレートをそのまま適用することが最も「合理的」と考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
28	5	35	1				サービスの 対価の改定 方法	10年後の金利の改定についてですが、基準金利はどのように決定されるのか具体的な記述が見当たりません。 貴市の考えをお示してください。	前出 24をご参照ください。
29	5	35	2				食数変動に よる運營業 務の対価の 改定に関す る基本的な 考え方	「固定費及び変動費の考え方については、事業者提案による」とありますが、実施方針に関する質問回答 154において、貴市の考えを入札関連書類にて記載いただくこととなっています。 入札関連書類のいずれにも明確な見解が見受けられないのですが、本事業において非常に重要な点と存じますので、貴市のご見解を伺いたくお願いします。	事業契約書(案) 122をご参照ください。
30	5	35	2				食数変動	固定費及び変動費の考え方については、事業者提案とされていますが、最低限提案すべき内容や項目がございましたらご指示下さい。	・食数変動による部分及びこれによらない部分の費用算定の考え方 ・事業者の許容できる変動食数 ・食数に基づく精算を行う対象期間(毎月、学期毎等) ・その他、市への条件など 上記の事項について給食の質の確保の観点を含めご提案いただきたい。
31	5	35	2				食数変動	変動費が変動することにより、年4回のサービス対価の支払額が変動する可能性があるということでしょうか。	ご提案により変動するものとなります。
32	5	35	2				食数変動に よる運營業 務の対価の 改定に関す る基本的な 考え方	運營業務の対価 = 固定費 + 変動費となっていますが、別紙4で言う同額が支払われるものと矛盾するのではないのでしょうか。 事業の安定性を求めるならば、固定的に同額支払いがよいと思われませんが、コスト重視ならば食数変動により、変動する方がよいと思えます。固定費と変動費の構成は提案によるものと理解しますが、別紙4との関係をご教示ください。	ご提案により変動するものとなります。 別紙4の当該部分の記載を修正します。
33	5	35	3				維持管理及 び運營業務 に係るサー ビスの対価 の改定に関 する基本的 な考え方	本項によれば、「前回改定年度」から1.5%以上の差が生じた場合に改定を行なうこととなっていますが、改定が行なわれなかった期間の累計で1.5%以上の差が生じた際には改定の対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
34	5	35	3				維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	「以下に定める方法」の内容をご教示ください。	前出 26をご参照ください。
35	5	35	3				維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	<p>【物価変動によるサービス対価の見直し間隔について】 改定方法については、『3年毎』となっておりますが、以下の理由により「毎年」とされるよう、お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な物価高騰があった場合には、SPCの単年度決算への影響が大きく、結果的に事業運営に影響を及ぼしかねないため。</li> <li>・3年の期間内の物価変動の累積を正確に反映することが難しい。（「3年毎8月」時点での単純比較では、期間内での物価の上下動が反映されにくい）</li> <li>・事業期間の最終年度の前2年間は、サービス対価の見直しが行われないことになるため。</li> </ul>	通常の委託契約と異なり、PFI事業は長期間の契約となることを考慮し、事業者の努力によって対応できる範囲であると考え、現状のとおりとします。
36	5	35	3				維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	<p>【物価変動によるサービス対価の見直し額について】 『前回改定年度(初回の改定時に対しては平成18年8月)の指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、以下に定める方法により次年度分のサービスの対価の改定を行う。』とありますが、物価変動をサービス対価へ忠実に反映させるべく、『1.5%』ではなく、『0.5～1.0%』程度への変更をお願いいたします。</p>	前出 35をご参照ください。